

【機密性 2】

令 和 元 年 度

裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序、開廷日割等

(令和元年 7 月 8 日現在)

那 頃 地 方 裁 判 所

裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序、開廷日割等

目 次

第1章 那覇地方裁判所及び管内簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷 日割等	1
第2章 本庁における裁判事務の分配及び裁判官の代理順序	
第1節 民事部	1
第2節 刑事部	4
第3章 支部における裁判事務の分配及び裁判官の代理順序	
第1節 沖縄支部	7
第2節 その他の支部	9
第4章 事件の回付	10
第5章 管内簡易裁判所	10
第6章 司法行政事務の代理	12
別表第1 (裁判官の配置等)	
1 地方裁判所	13
2 簡易裁判所	15
別表第2 (令状事務分担等)	
1 通信傍受等 (本庁)	16
2 在庁時間内令状事務分担 (那覇簡易裁判所)	16
別表第3 (簡裁の代行順位)	17

**令和元年度における那覇地方裁判所及び管内簡易裁判所
の裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官に差し支え
があるときの代理順序並びに開廷日割等について**

**第1章 那覇地方裁判所及び管内簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割等
(裁判官の配置)**

第1条 那覇地方裁判所及び管内簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割は、別表
第1のとおりとする。

(調停主任及び労働審判官)

第2条 調停事件については、当該調停事件を担当する裁判官をその事件の調停主任とし、労働審判事件については、当該労働審判事件を担当する裁判官をその事件の労働審判官とする。

(事件の配付の原則)

第3条 新受事件は、前年度の事件分配に統けて配付する。

2 差戻事件は、新受事件と同様に取り扱う。ただし、原審に関与した裁判官には配付しない。

第2章 本庁における裁判事務の分配及び裁判官の代理順序

第1節 民事部

(部の設置)

第4条 本庁の民事裁判事務を処理するため、民事第1部、民事第2部及び民事第3部を置く。

(合議体の構成)

第5条 一の部の裁判官に差し支えがあるため、合議体を構成することができない場合は、その裁判官が民事第1部に属するときは民事第2部から、民事第2部に属するときは民事第1部から、あらかじめ各部の定める順序によりてん補して、合議体を構成する。

2 前項の規定により合議体を構成することができないときは、所長の指名する裁判官がてん補する。
3 裁判長に差し支えがあるときは、新たに合議体を構成する裁判官のうち上席の裁判官が裁判長となる。

(民事事件の配付)

第6条 通常訴訟（医事関係及び知的財産関係を除く。）、手形訴訟（小切手訴訟を含む。）、行政訴訟、人身保護事件、控訴事件、抗告事件、即時抗告事件、医

事関係事件、知的財産関係事件、共通義務確認訴訟、保全異議、保全取消、労働審判、証拠保全、訴えの提起前の証拠収集処分及び共助各事件は、その種類ごとに受理の順序に従い民事部において別に定めるところにより民事第1部及び民事第2部に順次配付する。ただし、手形判決（小切手判決を含む。）に対する異議訴訟事件は、当該手形判決をした部に配付し、本文に定める配付の数には加えない。

- 2 地方自治法第242条の2第1項4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする仮差押又は仮処分の事件については、当該判決を言い渡した部に配付する。
- 3 第1項及び前項に掲げる以外の事件（調停事件のうち、民事調停法第20条の規定により調停に付された事件であって、これを調停に付した合議体又は裁判官においてみずから処理するとしたものを除く。）は、民事第3部に配付する。
- 4 民事各部における裁判官の事務の分配については、当該部において別に定めるところによる。

（各種申立及び参加申出事件の配付）

第7条 本案訴訟に関する各種申立及び参加申出事件（立件を要するもの）は、本案事件の終局の前後を問わず、本案事件の配付を受けた部に配付する。

（除斥、忌避及び回避に関する事件の配付）

第8条 裁判官に関する除斥及び忌避事件は、当該裁判官の属する部以外の部（民事第3部を除く。）に配付する。

名護支部、那覇簡易裁判所及び名護簡易裁判所における民事事件を取り扱う裁判官に関する除斥及び忌避事件は、受理の順序に従い民事第1部及び民事第2部に順次配付する。

- 2 一の部の合議体で取り扱う事件について裁判官の全部又は一部に除斥、忌避又は回避の原因があるときは、他の部（民事第3部を除く。）に、新受事件に準じて事件の配付替えを行う。
- 3 前項の規定により事件が配付替えされたときは、配付替えを受けた部が配付替え後最初に配付された同種の事件を、配付替え前の部に配付する。
- 4 第1項の規定は本庁民事部及び名護支部の裁判所書記官にこれを準用する。

（関連事件の配付替え等）

第9条 一の部又は裁判官に配付された事件が他の部又は裁判官の取り扱う事件と関連するため、併せて審理及び裁判をするのを相当とするときは、関係の部又は裁判官の協議により一の部又は裁判官に配付替えをして併せて審理及び裁判をすることができる。この場合には、先に受理した事件を取り扱う部又は裁判官において審理及び裁判をするのを原則とする。

- 2 前項の規定により一の部又は裁判官において事件を併せて審理及び裁判をすることとされたときは、その直後に受理した第6条第1項の規定による同種の事件により事件配付の調整を行う。
- 3 前項の規定は、第7条の規定による参加申出事件の配付及び反訴事件の配付のあった場合に準用する。

(再審事件の配付)

第10条 再審事件は、その種類ごとに受理の順序に従い、合議体がした裁判に対するものはその裁判をした部以外の部（民事第3部を除く。）に、単独体でした裁判に対するものは第6条第1項により配付する。

(配付の停止及び解除)

第11条 常置委員会は、事件の処理上必要があるときは、その部が取り扱うべき事件の全部又は一部につき配付の停止をすることができる。配付の解除及び解除されたときの部に配付する事件の割合についても常置委員会の議により定める。

(事件の配付の特例)

第12条 所長は、特別な事由があるためあらかじめ定めた事件の配付方法によることが著しく相当でなく、かつ、特に緊急を要すると認めるときは、具体的な事件について、個別的にこれを配付すべき部又は裁判官を指定することができる。この場合には、所長は、できる限り速やかに、その指定について裁判官会議の承認を得なければならない。

(裁判官の代理)

第13条 民事各部の裁判官に差し支えがあるときは、特別の定めのある場合を除き、その部の他の裁判官が代理し、これによることができないときは、他の部の裁判官が代理する。

- 2 前項の規定によることができない事情があるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第2節 刑事部

(部の設置)

第14条 本庁の刑事裁判事務、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下、「心神喪失者等医療観察法」という。)に定められた各種事件事務並びに検察審査会法第41条の9第1項の指定弁護士の指定に関する事件事務及び同法第41条の10第2項の指定弁護士の取消しに関する事件事務を処理するために、刑事第1部及び刑事第2部を置く。

(合議体の構成)

第15条 刑事部の裁判官に差し支えがあるため、合議体を構成することができないときは、所長の指名する裁判官がてん補する。

2 裁判長に差し支えがあるときは、新たに合議体を構成する裁判官のうち上席の裁判官が裁判長となる。

(刑事事件の配付等)

第16条 令状請求事件（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく通信傍受令状請求事件及び傍受期間延長請求事件を含む。）、起訴前の勾留に関する処分事件（被疑者の国選弁護人選任請求の手続に関する事務を含む。）、勾留理由開示請求事件、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項の規定による対象事件からの除外請求事件、同法第35条の規定による同法第34条第4項の請求却下決定に対する異議申立事件、同法第41条の規定による裁判員等の解任請求事件、同法第42条の規定による同法第41条第1項の請求却下決定に対する異議申立事件、同法第43条第3項の規定による同条第2項の通知に基づく裁判員等の解任事件及び同法第94条の規定による同法第93条第1項の請求却下決定に対する異議申立事件を除くすべての刑事事件を刑事第1部に配付する。

2 令状請求事件（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく通信傍受令状請求事件及び傍受期間延長請求事件を含む。）、起訴前の勾留に関する処分事件（被疑者の国選弁護人選任請求の手續に関する事務を含む。）、勾留理由開示請求事件、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項の規定による対象事件からの除外請求事件、同法第35条の規定による同法第34条第4項の請求却下決定に対する異議申立事件、同法第41条の規定による裁判員等の解任請求事件、同法第42条の規定による同法第41条第1項の請求却下決定に対する異議申立事件、同法第43条第3項の規定による同条第2項の通知に基づく裁判員等の解任事件及び同法第94条の規定による同法第93条第1項の請求却下決定に対する異議申立事件、検察審査会法

第41条の9第1項の指定弁護士の指定に関する事件、同法第41条の10第2項の指定弁護士の取消しに関する事件及び心神喪失者等医療観察法に定められた各種事件を刑事第2部に配付する。

- 3 刑事各部における裁判官の事務の分配については、特別の定めのある場合を除き、当該部において別に定めるところによる。

(刑事第1部の事務分配についての特別の定め等)

第17条 起訴後第1回公判前の勾留理由開示請求事件については、勾留の裁判をした裁判官に配付し、当該裁判官に差し支えがあるときは、刑事第1部の裁判官に配付する。ただし、勾留の裁判をした裁判官が簡易裁判所判事（判事、判事補の兼官者を除く。）であるときは、刑事第1部の裁判官に配付する。

- 2 起訴後第1回公判前の勾留に関する処分事件及び勾留理由開示請求事件について、刑事第1部の裁判官全員に差し支えがあるときは、当該事件を民事第1部の裁判官及び民事第2部の裁判官（ただし、当該事件が、前に処理された事件と被疑事実又は公訴事実を同じくし、かつ、被疑者又は被告人を同じくする場合は、同事件を処理した裁判官）に順次配付する。

- 3 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全命令及び追徴保全命令請求事件並びにこれに付随する事件について、刑事第1部の裁判官全員に差し支えがあるときは、別表第2の1の定めるところに従い民事部の裁判官に順次配付する。

(刑事第2部の事務分配についての特別の定め等)

第18条 起訴前の勾留理由開示請求事件については、勾留の裁判をした裁判官に配付し、当該裁判官に差し支えがあるときは、刑事第2部の裁判官に配付する。

- 2 令状請求事件（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく通信傍受令状請求事件及び傍受期間延長請求事件を除く。）並びに起訴前の勾留に関する処分事件（被疑者の国選弁護人選任請求の手続に関する事務を含む。）及び勾留理由開示請求事件について、刑事第2部の裁判官全員に差し支えがあるときは、当該事件を民事第1部の裁判官及び民事第2部の裁判官に順次配付する。

- 3 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく通信傍受令状請求事件及び傍受期間延長請求事件について、刑事第2部の裁判官全員に差し支えがあるときは、別表第2の1の定めるところに従い民事部の裁判官に順次配付する。

- 4 令状請求事件（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく通信傍受令状請求事件及び傍受期間延長請求事件を除く。）及び起訴前の勾留に関する処分事件（被疑者の国選弁護人選任請求の手続に関する事務を含む。）について在庁時間外に請求のあったものは、毎月あらかじめ所長の定める裁判官が担当する。
- 5 心神喪失者等医療観察法第34条第1項前段及び同法第60条第1項前段に規定する命令並びに同法第99条第6項に規定する連戻状の発付は、刑事第2部の裁判官が順次行う。

（除斥、忌避及び回避に関する事件の配付等）

第19条 裁判官に関する除斥、忌避及び回避事件は、刑事第1部に配付する。

名護支部、那覇簡易裁判所及び名護簡易裁判所における刑事事件を取り扱う裁判官に関する除斥、忌避及び回避事件は、刑事第1部に配付する。

2 前項の規定は本庁刑事部及び名護支部の裁判所書記官にこれを準用する。

（傍受記録の保管）

第20条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は、刑事第1部部総括裁判官が取り扱う。ただし、同裁判官に差し支えがある場合は、次のとおり順次代理して処理する。

1	刑事部裁判長裁判官
2	刑事部右陪席裁判官
3	刑事部左陪席裁判官
4	民事第1部部総括裁判官
5	民事第2部部総括裁判官

（事件の配付の特例）

第21条 所長は、あらかじめ定められた事件の配付方法によることが著しく相当でないと認めるとき又は配付方法の定めに欠ける場合で特に緊急を要すると認めるときは、具体的な事件について個別的にこれを配付すべき部又は裁判官を指定することができる。この場合には、所長は、できる限り速やかにその指定について裁判官会議の承認を得なければならない。

（裁判官の代理）

第22条 刑事部の裁判官に差し支えがあるときは、特別の定めがある場合を除き、その部の他の裁判官が代理し、これによることができない事情があるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第3章 支部における裁判事務の分配及び裁判官の代理順序

第1節 沖縄支部

(事務の分配)

第23条 沖縄支部は、その管轄区域における地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第1条第2項に定める事務を取り扱う。ただし、心神喪失者等医療観察法による審判の手続に関する事務（同法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立ての受付及び当該申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務を除く。）、労働審判事件、検察審査会法第41条の9第1項の指定弁護士の指定に関する事件及び同法第41条の10第2項の指定弁護士の取消しに関する事件は本庁において取り扱う。

(部の設置)

第24条 沖縄支部の裁判事務を処理するため、民事部及び刑事部を置く。

(合議体の構成)

第25条 沖縄支部における具体的な合議体の構成は、同支部において別に定めるところによる。

(民事事件の配付)

第26条 民事事件及びこれに付随する事件は、民事部に配付する。

- 2 民事部における裁判官の事務の分配については、沖縄支部において別に定めるところによる。
- 3 本案に付随する各種申立事件等は、本案事件の終結の前後を問わず、その本案事件の配付を受けた裁判官に配付する。

(刑事事件等の配付)

第27条 刑事事件及びこれに付隨する事件並びに心神喪失者等医療観察法に関する事務は、特別の定めのある場合を除いて、刑事部に配付する。

- 2 刑事訴訟法第429条に定める準抗告事件は、民事部に配付する。
- 3 刑事部における裁判官の事務の分配については、沖縄支部において別に定めるところによる。
- 4 逮捕状その他の各種令状事件並びに起訴前及び第1回公判期日前の勾留に関する処分事件（被疑者の国選弁護人選任請求の手続に関する事務を含む。）の分配については、沖縄支部において別に定めるところによる。
- 5 心神喪失者等医療観察法第34条第1項前段、同法第60条第1項前段に規定する鑑定入院命令は、沖縄支部において別に定めるところによる。
- 6 心神喪失者等医療観察法第72条第1項に基づく裁判官の処分に対する不服申立事件は、民事部に配付する。

(除斥、忌避及び回避に関する事件の配付)

第28条 民事部に属する裁判官に関する除斥及び忌避事件は、刑事部に配付する。

沖縄簡易裁判所における民事事件を取り扱う裁判官に関する除斥及び忌避事件は、民事部に配付する。

2 刑事部に属する裁判官に関する除斥、忌避及び回避事件は、民事部に配付する。

沖縄簡易裁判所における刑事事件を取り扱う裁判官に関する除斥、忌避及び回避事件は、刑事部に配付する。

3 前2項の規定は沖縄支部の裁判所書記官に準用する。

(関連事件の配付替え等)

第29条 一の裁判官に配付された民事又は刑事事件が他の裁判官の取り扱う民事又は刑事事件と関連する場合における当該民事又は刑事の両事件の併合審判については、第9条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合、第9条第1項及び第2項中「部又は裁判官」とあるのを「裁判官」と読み替える。

2 第9条第2項の規定は、第26条第3項の規定による参加申出事件及び反訴事件の配付のあった場合に準用する。この場合、第9条第2項の規定中「部又は裁判官」とあるのを「裁判官」と読み替える。

(勾留理由開示請求事件等の配付)

第30条 起訴前及び第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件及び勾留取消請求事件は、勾留の裁判をした裁判官に配付する。

2 前項の規定によることができないときは、支部長が担当裁判官を定める。

(事件の配付の特例)

第31条 民事事件については第12条の規定、刑事事件については第21条の規定をそれぞれ準用する。この場合、各準用規定中「これを配付すべき部又は裁判官」とあるのをいずれも「これを配付すべき裁判官」と読み替える。

(裁判官の代理)

第32条 各部の裁判官に差し支えがあるときは、特別の定めがある場合を除き、その部の他の裁判官が代理し、これによることができないときは、民事部の裁判官については刑事部の裁判官が、刑事部の裁判官については民事部の裁判官が代理する。

2 前項の規定によることができない事情があるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第2節 その他の支部

(事務の分配等)

第33条 名護支部、平良支部及び石垣支部は、それぞれの管轄区域における地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第1条第2項に定める事務を取り扱う。ただし、心神喪失者等医療観察法による審判の手続に関する事務（同法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立ての受付及び当該申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務を除く。）、労働審判事件、検察審査会法第41条の9第1項の指定弁護士の指定に関する事件及び同法第41条の10第2項の指定弁護士の取消しに関する事件並びに名護支部における裁判官の合議体で取り扱う事件に関する事務は、本庁において取り扱う。

2 平良支部及び石垣支部における刑事訴訟法第429条に定める準抗告事件及び心神喪失者等医療観察法第72条第1項に基づく裁判官の処分に対する不服申立事件は、本庁刑事部に所属する裁判官がてん補することによって構成する合議体においてこれを処理する。

(除斥、忌避及び回避に関する事件等の取扱い)

第34条 平良支部及び石垣支部並びに平良簡易裁判所及び石垣簡易裁判所における除斥及び忌避事件並びに刑事事件を取り扱う裁判官に関する回避事件は、あらかじめ所長の定める順序によりてん補する裁判官により構成する合議体においてこれを処理する。

2 前項の規定は平良支部及び石垣支部の裁判所書記官に準用する。

(付随事件の取扱い)

第35条 本案に付隨する各種申立事件等は、本案事件の終結の前後を問わず、その本案事件の配付を受けた裁判官に配付する。

(合議体の構成)

第36条 平良支部及び石垣支部における合議体は、当該支部の裁判官及びあらかじめ所長の定める順序によりてん補する裁判官により構成する。

(裁判官の代理)

第37条 平良支部及び石垣支部の裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

第38条 名護支部の裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する本庁又は沖縄支部の裁判官がこれを代理する。

第4章 事件の回付

(事件の回付)

第39条 本庁又は各支部は、必要と認めるときは、常置委員会の承認を得て、事件を本庁又は他の支部に回付することができる。ただし、次の場合においては、その回付について常置委員会の承認を要しない。

- (1) 本庁の裁判体が地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第1条に定める支部の管轄に属することを理由として、その担当事件を当該支部に回付すべき場合
 - (2) 支部の裁判体が同規則第1条に定める権限及び管轄外の事件であることを理由として、その担当事件を本庁若しくは同条に定める管轄の支部に回付すべき場合、又は同規則第3条第1項の規定に基づく裁判官会議議決による取扱いの範囲に含まれない事件又は手続であることを理由として、その担当事件を同議決による取扱庁に回付すべき場合
 - (3) 本庁又は支部の裁判体において、その担当事件を、これと関連する事件の係属する他の本庁又は支部の裁判体が両事件を併せて担当することに同意したことを理由として、その関連事件担当の裁判体が属する本庁又は支部に回付すべき場合
 - (4) 所長の別に定めるところにより、支部（沖縄支部を除く。）に申立て等された破産事件を本庁に回付する場合
- 2 前項ただし書(3)により事件の回付を受けた本庁又は支部は、同事件を当該関連事件の係属する部又は係に配付する。

第5章 管内簡易裁判所

(事件の配付等)

第40条 管内各簡易裁判所の事件は、この規定に特別の定めのある場合を除いて、別表第1の2の各裁判官に、受理の順序に従って配付する。ただし、沖縄簡易裁判所宜野湾分室において取り扱う刑事事件については、あらかじめ所長の定める日割により、沖縄簡易裁判所の裁判官（職務代行を含む。）において担当する。

- 2 本案に付隨する各種申立事件等（少額訴訟債権執行に係る決定を含む。）は、本案事件の終結の前後を問わず、その本案事件の配付を受けた裁判官に配付する。本案事件の配付を受けた裁判官に差し支えのある場合は、前項本文と同様の方法により配付する。
- 3 再審事件は、不服を申し立てられた裁判官以外の裁判官に配付

する。

- 4 那覇簡易裁判所における逮捕状その他の各種令状事件並びに起訴前及び第1回公判期日前の勾留に関する処分事件（被疑者の国選弁護人選任請求の手続に関する事務を含む。）は、在庁時間内に請求のあったものは別表第2の2の定めるところに従い配付し（ただし、勾留理由開示請求事件については、勾留の裁判をした裁判官に配付する。），配付を受けた裁判官に差し支えがあるときは那覇簡易裁判所の他の裁判官が担当する。
- 在庁時間外に請求のあったものは、毎月あらかじめ所長の定める裁判官が担当する。
- 5 沖縄簡易裁判所における在庁時間外の前項の事件は、毎月あらかじめ沖縄支部長の定める裁判官が担当する。
- 6 名護簡易裁判所、平良簡易裁判所及び石垣簡易裁判所における被疑者の国選弁護人選任請求の手続に関する事務のうち、在庁時間外の処理が必要なものについては、名護簡易裁判所の事務は沖縄簡易裁判所の、平良簡易裁判所及び石垣簡易裁判所の事務は那覇簡易裁判所の裁判官が担当する。この場合において、引き継がれた選任手続については、被疑者の国選弁護人選任請求を受けた裁判官の所属する簡易裁判所にてん補して担当する。
- 7 管内簡易裁判所における裁判官の事務分配については、当該簡易裁判所において別に定めるところによる。

（裁判官の代理）

第41条 那覇簡易裁判所、沖縄簡易裁判所及び名護簡易裁判所の裁判官に差し支えがある場合には、次のとおり順次代理して処理する。

1	簡易裁判所判事（判事、判事補の兼官者を除く。）	その他の裁判官が代理する。
2	判事補（特例を除く。）で簡易裁判所判事の兼官者	(1) 民事事件は、民事部（第一部、第二部）、刑事部の順による。 (2) 刑事事件は、刑事部、民事部（第二部、第一部）の順による。
3	特例判事補で簡易裁判所判事の兼官者	(2) 刑事事件は、刑事部、民事部（第二部、第一部）の順による。
4	判事で簡易裁判所判事の兼官者	

(職務の代行)

第42条 各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときの職務の代行については、別表第3のとおりとする。

第6章 司法行政事務の代理

(司法行政事務の代理)

第43条 所長、支部長、部の事務を総括する裁判官並びに司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときの司法行政事務についての代理順序は、いずれも所長の別に定めるところによる。

この議決は、令和元年7月8日から施行する。

附 則（令和元年7月5日付け決議）

(別表第1)

那覇地方裁判所及び管内簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割

1 地方裁判所

裁判所	部 名	官 職	氏 名	開 廷 日	
本 庁	民 事 第1部	◎ 判 事	山 口 和 宏	合議	水・金
		判 事	児 島 章 朋	単独	火・木
		判 事	益 留 龍 也	単独	月・木
		判事補	中 澤 崇 晶	単独	火・金
	民 事 第2部	◎ 判 事	平 山 馨	合議	火・木
		判 事	小 西 圭 一	単独	月・木
		判事補 (特)	仲 田 憲 史	単独	月・水
		判事補 (特)	山 村 涼		
		判事補	坂 本 辰 仁		
	民 事 第3部	◎ 判 事	増 田 稔		隨 時
		(兼) 判 事	山 口 和 宏		隨 時
		(兼) 判 事	平 山 馨		隨 時
		(兼) 判 事	小 西 圭 一		隨 時
		(兼) 判 事	児 島 章 朋		隨 時
		(兼) 判 事	益 留 龍 也		隨 時
		(兼) 判事補 (特)	仲 田 憲 史		隨 時
		(兼) 判事補 (特)	山 村 涼		隨 時
		(兼) 判事補	坂 本 辰 仁		隨 時
		(兼) 判事補	森 田 千 尋		隨 時
		(兼) 判事補	中 澤 崇 晶		隨 時
		(兼) 判事補	松 野 豊		隨 時
	刑 事 第1部	◎ 判 事	大 橋 弘 治	合議	月・火・水・金
		判 事	佐々木 公	単独	金
		判 事	脇 田 未 菜 子	単独	水
		判事補 (特)	君 島 直 之	単独	月・木
		判事補	森 田 千 尋		火・木

		判事補	松野 豊		
刑 事 第2部	◎ (兼) 判 事 (兼) 判 事 (兼) 判 事 (兼) 判事補 (特) (兼) 判事補 (兼) 判事補	大橋 弘治 佐々木 公 脇田 未菜子 君島 直之 森田 千尋 松野 豊		随時 随時 随時 随時 随時 随時	
沖縄 支 部	民事部	◎ (兼) 判 事 判 事 (兼) 判事補 (特) 判事補 (特) 判事補 (特) 判事補 (特) 判事補	賴晋一 吉村弘樹 安重育巧美 金納達昭 高木俊明 大橋勇也 澤 大地	合議 单独 单独 单独	木 火・金 月・水
	刑事部	◎ 判 事 判事補 (特) (兼) 判事補 (特) (兼) 判事補	賴晋一 安重育巧美 大橋勇也 澤 大地	合議 单独 单独	金 水 月・木
名護 支 部	判 事	塩田 良介	单独	火・水・金	
平良 支 部	判事補 (特)	松原 経正	单独 合議	木・金 随時	
石垣 支 部	判事補 (特)	百瀬 玲	单独 合議	随時 随時	

(注) ◎印を付した裁判官は、部総括又は支部長である。

2 簡易裁判所

裁判所	官 職	氏 名	開 廷 日
那 霸	簡易裁判所判事	伊志嶺 洪	水・木・金
	簡易裁判所判事	高津佐 邦 弘	月・火・金
	簡易裁判所判事	植 田 武 志	水・木・金
	簡易裁判所判事	仲 村 俊 一	月・火・金
沖 縄	簡易裁判所判事	白 石 泉	火・木
	簡易裁判所判事	柴 田 千 津	月・水
名 護	簡易裁判所判事	上 原 宏 光	月・火
平 良	簡易裁判所判事	松 原 経 正	水
石 垣	簡易裁判所判事	百 瀬 玲	隨 時

(別表第2)

- 1 刑事部の裁判官に差し支えがある場合の犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状請求事件及び傍受期間延長請求事件並びに組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全命令等請求事件事務当番順位表（本庁）

(ア) 月曜ないし金曜		(イ) 休日 (土曜、日曜、祝日)	
1 判事補	中 澤 崇 晶	1 判事補	中 澤 崇 晶
2 判事補	坂 本 辰 仁	2 判事補	坂 本 辰 仁
3 判事補（特）	仲 田 憲 史	3 判事補（特）	仲 田 憲 史
4 判 事	益 留 龍 也	4 判 事	益 留 龍 也
5 判 事	児 島 章 朋	5 判 事	児 島 章 朋
6 判 事	小 西 圭 一	6 判 事	小 西 圭 一
		7 判 事	平 山 馨
		8 判 事	山 口 和 宏

- 2 在庁時間内令状事務分担（那覇簡易裁判所）

ア 月曜ないし金曜

簡易裁判所判事

イ 訴訟関係人の意見を聴取する必要がある事件は、その意見が提出された日の担当裁判官に配付する。

ウ 夏期休廷期間中及び裁判官異動期の分担は、あらかじめ所長が別に定める。

(別表第3)

簡易裁判所判事の職務代行の順位

序名	順位	裁 判 官
那覇簡易裁判所	1	沖縄簡易裁判所判事（判事、判事補の兼官者を除く。）
	2	沖縄簡易裁判所判事（判事、判事補の兼官者）
沖縄簡易裁判所	1	那覇簡易裁判所判事（判事、判事補の兼官者を除く。）
	2	那覇簡易裁判所判事（判事、判事補の兼官者）
平良簡易裁判所	1	那覇簡易裁判所判事（判事、判事補の兼官者を除く。）
	2	那覇簡易裁判所判事（判事、判事補の兼官者）
	3	石垣簡易裁判所判事
石垣簡易裁判所	1	那覇簡易裁判所判事（判事、判事補の兼官者を除く。）
	2	那覇簡易裁判所判事（判事、判事補の兼官者）
	3	平良簡易裁判所判事

※ただし、平良簡易裁判所及び石垣簡易裁判所の年末年始の閉院期間に関しては、次のとおりとする。

平良簡易裁判所	1	石垣簡易裁判所判事
	2	那覇簡易裁判所判事（判事、判事補の兼官者を除く。）
	3	那覇簡易裁判所判事（判事、判事補の兼官者）
石垣簡易裁判所	1	平良簡易裁判所判事
	2	那覇簡易裁判所判事（判事、判事補の兼官者を除く。）
	3	那覇簡易裁判所判事（判事、判事補の兼官者）